

議会運営委員会会議録

(令和6年6月14日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和6年6月14日（金）
招集場所 議員協議会室

出席委員

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 吉村直城 | 副委員長 | 尾崎恵一 |
| 委員 | 吉田茂生 | 委員 | 石川秀夫 |
| 委員 | 金繁典子 | 委員 | 山下正敏 |

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

| | |
|----|------|
| 議員 | 少林法子 |
| 議員 | 中野光博 |
| 議員 | 那須芳人 |

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 本多幸雄 | 主幹 | 小松一恵 |
| 係長 | 山口昌 | | |

説明のため出席した者

（総務課）

課長 立花慶司

（企画財政課）

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

- （1）議事日程について
- （2）議案の概要説明とその取り扱いについて
- （3）その他

| | |
|----|--------|
| 開会 | 9時00分 |
| 閉会 | 12時26分 |

○尾崎副委員長 皆さんおはようございます。それでは所定の時間となりましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

会に先立ちまして、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○吉村委員長 おはようございます。議会の最終日を迎えました。梅雨入りしたとはいえ暑い日が続いておりますけども、どうか最後までよろしくをお願いいたしますとともに、議会運営委員会、いつもながら皆様方の建設的な御意見を頂戴いたしまして、スピーディーに行いたいと思います。どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

○尾崎副委員長 それでは早速協議事項に入ってまいります。これより進行取りまとめ、委員長よろしくをお願いいたします。

○吉村委員長 それでは早速でございますけども委員会を次第に従って進めます。それではまず協議事項ですが、議事日程につきまして、会議録署名議員、本日は1番、尾崎議員、2番、嘉喜山議員2名の方にいたしたいと思いますが、これについては御異議ございませんね。

(「なし」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、1番、尾崎議員、2番、嘉喜山議員が署名議員ということで決定いたしました。

次に議案の概要説明とその取扱いについてでございますけども、前回予定では1案ということだったんですけども、お手元に連絡いったと思っておりますけども理事者提案に関するもの2件でございます。補正予算が1案、その他1案、理事者提案に関わる議案について最初に立花総務課長のほうから議案について説明を求めたいと思います。

○立花総務課長 失礼します。議案書は紙媒体になります。追加議案、第57号議案、損害賠償の和解について説明をします。

本案は令和6年5月19日、愛南町城辺甲2392番地先の町道大森山線であいなんバスが起こした物損事故について、相手方に対し損害賠償することを決定し、相手方と和解することについて議会の議決を頂きたく提案するものであります。

和解の相手方、事故の概要、和解の額は記載のとおりであります。

事故の原因は、あいなんバス運転手が十分な安全確認を行わず交差点に進入し、走行中の相手方車両と接触したものと思われま。事故の責任割合はあいなんバス側9割、相手側1割となっております。議案の提案説明は私がいたします。

以上で説明を終わります。

○吉村委員長 はい、総務課長のほうから説明がありました。これについて御質疑ございますか。ないですか。ないようでしたら終わります。

次に企画財政課長のほうから補正予算の議案について説明を求めます。

○清水企画財政課長 それでは、第56号議案、令和6年度愛南町一般会計補正予算(第2号)について、6月補正予算(追加概要説明書)により説明いたしますので、概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、物価高騰対策として国が実施する定額減税及び支援給付金などの経費を歳入歳出それぞれ1億9,742万4,000円を追加し、総額を169億4,306万8,000円とするものであります。

それでは歳入から説明いたします。

1 款、町税の減額分 6, 257 万 7, 000 円は、9 款、地方特例交付金として同額が補填されます。14 款の国庫支出金は、給付金等に対応した 1 億 9, 742 万 4, 000 円を計上しております。

続いて歳出です。歳出については、3 款において給付金等の事業費 1 億 9, 742 万 4, 000 円を計上しております。本日、木原副町長が提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○吉村委員長 清水企画財政課長から説明あったとおりですが、これについて質疑ございませんか。

それではないようですので、次に議会提案に関するもの 3 件、意見書 1 案、議員派遣 1 案、所管申出 1 案、事務局長のほうから説明をします。

○本多事務局長 説明いたします。発議第 3 号の意見書は金繁議員の発議によって行います。議員派遣の件は日程や内容に変更が生じた場合は議長一任とし、議長発議により行います。そして閉会中の所管事務調査、以上の 3 案となっております。

○吉村委員長 説明が終わりました。御質疑ございませんか。ないようですので、これで終わります。

次に議案の審議方法に入らせていただきます。

日程第 2、第 46 号議案、一般会計補正予算（第 1 号）については、2 日目に提案理由の説明を終えておりますので、質疑から始めます。よろしくお願いいたします。

次に日程第 12、請願第 2 号は委員会報告が不採択。討論は先に賛成、次に反対の順序になります。採決は、請願を採択することに賛成を諮ります。よろしくお願いいたします。

次に日程第 13、第 56 号議案、一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということによろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○吉村委員長 よろしく願いいたします。次に、日程第 15、発議第 3 号の意見書については、通常と同じ進行で、趣旨説明・質疑・討論・採決の進行でこれによろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○吉村委員長 趣旨説明・質疑・討論・採決という進行で行くということによろしく願いいたします。

それでは、ここで執行部退席になります。

（執行部退席）

○吉村委員長 それではその他に移ります。その他、吉田委員。

○吉田委員 5 月 31 日、前回の議会運営委員会における私の発言について、一部取消しを申出したいと思いますので、御審議よろしくお願いいたします。

○吉村委員長 吉田委員から取消しの申出がありましたので、お諮りいただきたいと思います。

申出書を今から事務局のほうから配付いたしますので、お目通しをお願いいたします。

なお、吉田委員のほうからは弁明はございません。吉田委員は除斥します。

○吉村委員長 山下委員。

○山下委員 除斥は、この委員会の中で除斥のその決定、委員会で除斥決定で決まることだと私

は認識しているんですよ。委員長単独で除斥は無理じゃないですか。

○吉村委員長 できます。

(発言する者あり)

○吉村委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 議長、委員長が除斥に該当するとそういう議案であるというふうに判断した場合は、委員長の判断でできます。ただその内容について疑義がある場合は、諮ることになります。

○吉村委員長 ということです。山下委員。

○山下委員 委員長、除斥の理由を言ってください。

○吉村委員長 発言の取消し本人から申出なんです。当事者です。以上です。

金繁委員。

○金繁委員 私もその除斥の理由が本人だからということなんですけど、やっぱりこれね、ここ取り消したいですというやっぱり理由を言っていたかないと、取り消すべきかどうかという判断が難しいので、はいそれをお願いしたいんですけど。

○吉村委員長 いいですか。これお目通しのように個人情報が入っていますんで。発言の中に個人情報じゃなく、個人情報じゃなくてですね、訂正します。発言の申出書の中にこの間のもう御承知だと思いますけども、本人のほうに少し気にかかったということで、私のほうから後でちょっと会議の中で言いますけども、そういうことで吉田委員が字句の訂正いうことで出てきたことなんで、これは皆さん委員の皆さん多分それぞれ認識していると思うんですけども、そういうようなことで、この除斥の件はそういうことだなという判断に至ったわけでございます。

なおですね、本来から言うたらこれ傍聴者の方もおられますけども、個人情報はこれ入っていませんので、傍聴は排除いたしませんので、その辺は御了承願いたいと思います。以上です。

石川委員。

○石川委員 今後のこともあるんですけど、発言のたびに個人情報も何も入っていないことだし、その発言が妥当性があるないっていう基準ですよ、それはどうなつとんですか。

○吉村委員長 この間、皆さん出席の会の中での発言だったんですけども、会の中で少し字句の話がありましたね、最後に委員会の中で。委員さんの中では、吉田委員の発言に対して反論言うたらおかしいんですけども、意見が出ました。それで閉めた後に、傍聴者の方もおられまして、そこでこの委員の方も含めて私も呼ばれましたんで、一応そこで話をしてそれはそれで質問を少し変えたらいいんじゃないかいうことで、その場はそれで終わったんですけども。以降ですね、詳細は申しませんが、私なりに気がついた部分もありましたんで、先ほど言ったように触れますけども、吉田委員と話をして、吉田委員も、それでは私のいわゆるその不穏当発言と思われた部分を私のほうからいうことで、あくまでも私は強制で、前も発言したように議会運営委員会で、こうせよあせよ言うことはできませんけども、委員長として吉田委員に、このどうやろかという話をしたら、吉田委員のほうに私も不穏当発言という捉え方されたような雰囲気もあったんで、それならば私のほうから取消しをするということで、申出を受けたということでございます。以上です。

本多事務局長。

○**本多事務局長** この除斥の件についてなんですけども、恐らく一身上に当たる件なんで除斥するというので委員長が判断をされたんじゃないかと思います。除斥につきましては、議題に入る前に行く必要がありますので、もし仮に今の議論が議題であればその前に除斥をする必要があるの、その辺について運営をしたほうがいいんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします

○**吉村委員長** お聞きのとおりです。金繁委員。

○**金繁委員** 不穏当な発言だったということですがもちろん誰にも間違いはあり、私も間違いはあります。なのでこの発言されたこと自体をとやかく言うつもりはないんですけども、ただこれ発言が向けられた議員から議長宛てにやっぱりその無礼な発言だったということで、やっぱり謝罪してほしいという要望書が出ています。ですので潔くですねぜひその点について本人から触れていただければもうこの発言を取り消すということは私は賛成できるんですけども、そこの理由が分からないのでこの議案に入ることが、是非を判断することはできない状態です。なので除斥ということを解除していただきたいんですけども。

○**吉村委員長** 金繁委員からああいう発言出たんですけども、議長、要望書出とるんですか。

○**佐々木議長** 私のほうには要望書は出ておりません。メールはあったと思います。

要望書は出ていないです。

○**吉村委員長** 金繁委員。

○**金繁委員** 出しています。事務局に出していますので、それ議長宛てで出されているということなのでしっかりと届いているはずですよ。受けてないってことはないですよ、私も電話で佐々木議長とお話もしました。

○**吉村委員長** 議長。

○**佐々木議長** いいや私もう要望書はあれ見ていません。事務局長。

○**吉村委員長** 本多事務局長。

○**本多事務局長** 議長、お見せしております。

(発言する者あり)

○**吉村委員長** 暫時休憩します。

(休憩)

○**吉村委員長** それでは休憩を解き再開いたします。

それでは時間の関係もございまして、ここで議会運営委員会を一旦ここで閉じまして、閉会までのどこかの時間に入れて議会運営委員会を再度行うということにいたしたいと思えます。

その辺よろしゅうございましてか。

(「はい」と言う者あり)

○**吉村委員長** それでは尻切れとんぼになったようでございまして、そのようによろしく願いいたします。

(休憩)

○**吉村委員長** 休憩を解き、再開をいたします。休憩中のもういろいろ意見出ましたけども、それは休憩中ということで。それでは再開いたします。

山下委員。

○**山下委員** この委員会での議論は、吉田委員の発言取消申出書についての議論なんです。これは、吉田委員も、あの一般質問するにわたって、本当に調査して、自信を持って一般質問をしたと思うんですよ。だけど、後でよく考えてみれば、少し一身上の都合で取消しをしたいということなんで、このことだけをこの議運で協議して、それを認めるか認めないか、それ議運で結論するだけでいいんじゃないですか。そのなんか要求書がなんとか、そういうのは我々まだ見てもないし、協議する必要もないし、それはその申出を出した個人と個人、吉田委員と個人の話なんで、その個人の話は議会に持ち込んでこれは協議することはやめてほしい。以上。

○**吉村委員長** 金繁委員。

○**金繁委員** 個人って言いますけど、これは公務、会議の中で、議会運営委員会の中で公務として発言された言葉です。ですので、もしこの指摘された少林議員に対して傷つけたと、申し訳なかったという気持ちがあるのであれば、この公務、会議の中でその謝罪なり気持ちを表現していただけたらと。そうでなければ、これ取り消す意味が私はないと思います。

○**吉村委員長** 石川委員。

○**石川委員** 今まで個人名がほとんど出ていなかったわけで、個人名出して文言もですね、個人名が出ていない中で、個人名を出して謝罪しろとかいう要求自身もちょっとおかしな話で、この問題は傍聴された方がそういうふうな認識を取られたと。100人いれば100通りの受け方がある。ただし、議員は個人名を使ったり差別的な用語を使ったりとか、そういうことは一切していないということですから、これよく考えていかないといけないのは、今後、その傍聴者が100人いて、100人100通りの考え方がある。その中で100通りの要求とか要望が出たときに、我々議会としてどういうふうな対応を取っていくのかというのは、私は、今後のことも考えてよく議論するべきだと思いますが、いかがですか。

○**吉村委員長** 意見それぞれ出たんですけども、本題に戻ります。

吉田委員より発言取消しの申出がありましたので、お諮りをいたしたいと思います。

(発言する者あり)

○**吉村委員長** いえ、結構です。

(発言する者あり)

○**吉村委員長** 申出書をお目通しいただきたいと思います。なお、吉田委員からの弁明はございません。吉田委員は除斥いたします。

(吉田委員退室)

(発言する者あり)

○**吉村委員長** はい。

○**金繁委員** 議員に対する謝罪の気持ちというのは表明されませんでした。先ほど言ったとおり、これは公務の中で言われたことなので、私はこの場でその感覚の違いというのを具体的に少林議員に対して、どう思ったので止めると、取消すということを言ってほしかったです。

これ調べましたけれども、私もあやふやだった面はあるんですが、子ども議会、執行部単独、そして教育委員会単独で行われるのがほとんどです。

市議会議長会の平成20年度の全国の開催状況を見たら、7割が行政が行っています。で

すので、議会の単独開催は7パーセントにしか過ぎませんという点でも認識が誤っていた。

それを思い込んで子ども議会を発言しているので、思い込んで議会がやらないといけない、行政に質問することはできないということを理由に、これレベルが低いという発言をされています。そして、言われた者は傷ついています。

足を踏んでいる人間には踏まれた人間の痛みは分かりません。私もこの発言を聞いたとき、これは少林議員一人の問題ではなくて、私に対する無礼な発言にもつながるものだと認識しました。ですので、このさっきの会議が終わった後、委員長にあの発言はおかしいのではないですかと発言をしました。そして、委員長から助言をしていただきました。

委員長はどのようにお考えですか。この発言に対して御助言をした以上、委員長も考えられて、御助言されたと思います。

○吉村委員長 金繁委員からいろいろ長い発言あったんですけども、議会運営委員会の委員の皆さんの中からも当日、今、金繁委員もされたような不穏当らしき発言も意見もあったことから、私としてですね、いきなり発言者の吉田委員に取消し命令をするのではなく、一応こういふあれがあったんやけどということで、吉田委員に委員長の立場でどんなもんやろかという話をしましたら、吉田委員のほうで、分かりましたと。確かに、言われれば、不穏当発言に取られてもというようなこともございましたんで、私のほうで彼のこの発言取消しを申出をするということだったんで、私のほうからのアドバイスで彼もするということがあったんで、これを申出をとということにつながっていった、そういう経過でございます。以上です。

山下委員。

○山下委員 委員長の報告のとおり、吉田委員もやっぱり何かがあって、あったからこそ発言の取消しをしたと思うんです。もうそれ以上のことはないんで、これ発言の取消しを、あの取消しを認めるか認めないか、これ議論して進めてもらいたいと思います。

(発言する者あり)

○吉村委員長 他の委員さん、発言ありますか、この件。

(「ありません」の声あり)

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 議長宛てに少林議員から出された謝罪要求、これは議運とは関係がないのでここでは話さないということなんですけれども、やはり議会のリーダーとして議長は当然委員長とこの件について話されているはずですよ。

私もこの件について議長とそれから委員長ともお話をしました。委員長、御覧になられてないかもしれませんが、やはりここで問題が生じた以上は、これ来たという情報があるのであれば、やっぱり中身を確認して、御自身も、やっぱりこれはどうしたらいいか、本人に謝罪したほうがいいんじゃないかというような御助言を、やっぱり公の場で謝罪してもらうように促す、お願いすることはできなかったんでしょうか。いきなりね、会議で同僚の議員の質問のレベルが低いなどと発言することは、やはり大変無礼です。この公の場以外で、あなたの質問に関して、僕こういうふう思うんやけどどうやろかとアドバイスしたり、一緒に考えたり、ぜひそういう議会になってほしいと私は思います。それを越えたこのようにいふゆる非礼なことがありましたので、私は、これをぜひリーダーとして委員長そして議長に口添えしていただきましたかった。今後そういうふうにしていただきたいんですけども、

いかがでしょうか。

○吉村委員長 リーダーと言われても委員長ですけども、委員長の立場であまりこれを大ざっぱに経過いちいち話していたら、ここで金繁さん一番知つとるでしょ。私も要望書いう話を金繁委員から電話がありました。議長に確認したら、メールは届いているけどもいうことで、要望書は見ていないと。私、さっき初めて要望書見せてもらった。だから、それを一緒にくたに見とるはずや、こうやいうて言われたら、なんとも答弁のしようはありません、私も。そういうことで私なりに委員長として思ったから、彼に、吉田委員に、先ほど申しましたように、どうやろかと、取消しを命じることまではしようと思つたらできますけども、促したと、アドバイスをしたら彼から申出があつたという経過でございますので、それ以外、この謝罪とかどうのこうのといふことまでは、私はそこまでは委員長の立場で言う立場ではないと思ひます。そういうことなんで、私からは、委員長としての見解は以上です。議長なんかありますか。

○佐々木議長 私は、少林議員からこういうことがあつたということをメールで受け取つたんです。それで、私ももう事務局に毎日毎日行きよるわけじゃないですから、公務が立て込んでおりましたですね、それで、その要望書いうものを見ていなかったんですよね。メールは少林議員から入っていました。それで、とにかく当事者の問題やから吉田委員と十分話合いをしてくれと、それで解決してくれと私は言いました、委員長のほうにも言いましたけど。それで、少林議員は、分かりましたと、そういうふうで電話で話したんですよ。それで話が大きくなってね、どこでどうなつたか分からんけど、こういう状態になっているんですよ。で、やっぱりあのときに、もうちょっとメールやなしに直接先に文書を出してもらつたらよかつたんですけど、私もメールで初めてそれを聞いて、ほんで、吉田委員にそのときは言うてないですよ、本人が電話したかどうか分かりませんが、吉田委員と十分個人的なことやから協議してくれと、そういうことは委員長のほうにも言いました。それが大体最初の経緯ですか。

○吉村委員長 1つ付け加えさせていただきます。これ、休憩中でもいいんですけども、前進みませんので。

実は、私単独ではなくてですね、少林議員から個人的に私のところに電話があつたんです。ところが、私は、あまり委員長の立場としてこう広げていくのはどうかなと思つて、こういうふうにしたんやけどもどうですかいうことで少林議員に同意を得ました。ところが、少林議員から、ありがとうございますと、御迷惑かけましたと私に直接電話があつたんですよ。

その後、金繁委員からも私にお礼の電話があつたやないですか。ところが、それから何日後かに、要望書とかそういう話がどんどんどん膨らんできて。

で、私は、さっき言ったように自己弁護するつもりはありませんけども、先ほど初めて見せてもらったという経過でございますので、もうこの件についてはもうこれ以上説明しようがありませんので、本題に戻つて。ええ。本題に戻りたいと思ひます。

金繁委員。

○金繁委員 先ほど議長のほうからもこれは個人対個人という指摘があつたんですけども、やっぱり公務の中で言われたことなので、公務の中でやはり何が悪いのかということを確認して取消しをしていただきたいです。

確かに今委員長が言われた点に関しては、確かに少林議員も私も一旦はその謝罪要求までは要求していないっていうところがあったとは思いますが、でも、いろんな差別的発言とか暴力とかを受けた人間というのは、そのひどさを認識するのに時間かかるんですよ。

やはりちゃんと公式の文書で出しておいたほうが良いというアドバイスも町民の方たちからもいただき、そういう手続きに至ったわけです。ですので、ぜひその辺の心情も酌んでいただき、明確にさせていただきますように、その取消しの理由をお願いします。

○吉村委員長 心情は私もよく分かっているつもりです。だから、金繁委員にも少林議員にも心情は分かるという話は何回もしております。ということなんで、もうこの件についてですね、ここで協議する必要はないと思いますので、この吉田委員のほうは、先ほど申しましたように、自己の発言の不穏当性を認め、申出されております。

お諮りします。吉田委員から、5月31日、議会運営委員会における発言について、いわゆる先ほどの文書のアンダーライン引いた部分の発言を取消ししたい旨の申出がありました。この取消しを許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手)

○吉村委員長 はい、ありがとうございます。挙手多数であります。よって、発言取消申出書を許可することに決定いたしました。

なおですね、この今回のこの発言について、他の委員の方からですね、引用して発言をされております。この引用元の発言がただいま取消されたためにですね、それに伴い、必要な措置を取りたいと思います。

お諮りします。発言取消しに伴い、引用部分を適宜措置することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉村委員長 異議なしと認めます。よって、引用部分を適宜措置することに決定いたしました。それでは、吉田委員。除斥を解きます。

(吉田委員入室)

○吉村委員長 これにて議会運営委員会を閉会いたしたいと思いますけども、お手元に配付の発言取消申出書は回収いたしますので、そのままテーブルのほうに置いておいてください。これにて閉会をいたします。ありがとうございました。

議会運営委員会委員長